

# 「物価高対応子育て応援手当」を支給します

0歳から高校3年生までの子ども(平成19年4月2日から令和8年3月31日までに出生した子ども)を養育する保護者で、児童手当を受給している方に対し、子ども1人あたり2万円の「物価高対応子育て応援手当」を支給します。支給対象となる方には別途通知を送付しますので、必ずご確認ください。2月末までに通知が届かなかった場合は、子育て支援課へお問い合わせください。※詳細は、子育て応援ポータルサイト「のびのび子育て帳」をご覧ください。



▲のびのび  
子育て帳

## 原則、申請は不要ですが、以下の方は申請が必要です

▽所属庁から児童手当を受給している公務員

▽令和7年10月1日以降に離婚(離婚調停中等も含む)により児童手当の申請が必要になった保護者

【問い合わせ】子育て支援課子ども家庭担当(☎282-1711 内線1183)、子ども家庭庁「物価高対応子育て応援手当」コールセンター(☎0120-252-071)



チェック!



国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者、マル福・マル特受給者証をお持ちの方へ

# 第三者行為(他人の行為)によるけがの治療で 保険証を使ったら、届け出が必要です!

## 第三者行為によるけが・病気とは?

他人の飼い犬に  
かまれた



他人の落下物に  
当たった



飲食店などで  
食中毒になった



交通事故に  
遭った



一方的に  
暴力行為を受けた



## まずは保険課へ連絡を!

交通事故などの第三者行為によってかかった医療費は“加害者が負担することが原則”ですが、届け出をすれば、保険証やマル福・マル特受給者証を使って治療ができる場合があります。この場合の医療費は、健康保険や村が一時的に立て替えた後、加害者に請求します。届け出に必要な書類等がありますので、医療機関を受診する前に(夜間や休日などに緊急で医療機関を受診した場合は、その後できるだけ速やかに)、必ず保険課へご連絡ください。

## 届け出をしないと・・・

届け出がなかったり遅れたりすると、健康保険や村は、加害者から医療費を回収できません。健康保険や村が負担する医療費は、皆さん納付している税金から支払われています。そのため医療費の負担が増え続けると、制度の維持のために、保険料(税)の引き上げ等につながってしまう可能性があります。



## こんなときは健康保険やマル福・マル特受給者証が使えません!



▼届け出の前に示談を済ませてしまった  
▼飲酒運転等、治療を受ける本人の不法  
行為による事故

▼けんかによるけが  
▼職場や学校での事故(通勤・通学を含む)  
※労災保険や災害共済が対象となります。



【問い合わせ】保険課医療保険担当(☎282-1711)▽国民健康保険に関すること…(内線1171~1173)  
▽後期高齢者医療保険、マル福・マル特に関すること…(内線1174~1175)